

令和5年度 第2回 まちづくり専門委員会議

令和6年2月19日（月）14：00～16：00
三宮国際ビル7階 701 会議室

次第

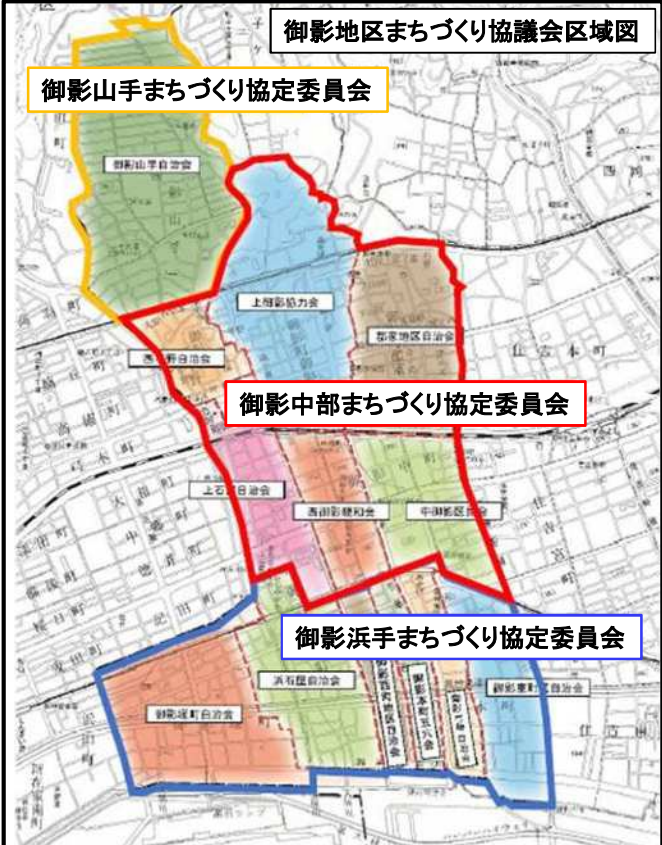
1. 開会
 2. まちづくり提案 . . . [資料1]
 - ・ 御影山手まちづくり構想
 3. まちづくり協定の更新 . . . [資料2]
 - ・ 大石南町まちづくり協議会
 4. まちづくり支援事業の検証評価 . . . [資料3]
 - ・ コンサルタント派遣
 - ・ 三宮中央通りまちづくり協議会 （地域提案）
 - ・ 北野・山本地区をまもり、そだてる会（地域提案）
 - ・ 渦森台2丁目まちづくり協議会 （構想策定）
 - ・ 山の街まちづくり協議会 （構想策定）
 - ・ からとの未来を考える会 （地域提案）
 5. 閉会
- ◆その他配布資料◆
- ・ 令和5年度 まちづくり専門委員一覧 . . . [資料4]
 - ・ まちづくり専門委員会議開催要綱 . . . [資料5]

御影山手まちづくり構想について

御影山手まちづくり協定委員会 概要



- 所在地：東灘区
御影山手2～6丁目
- 面積：約43.2ha
- 世帯数：2,419世帯
※住民基本台帳R5.12末時点
- 人口：5,688人
※住民基本台帳R5.12末時点
- 平成25年設立



御影山手まちづくり協定委員会 概要(2/2)

まちづくり活動の経緯

・平成17年	山手部会（御影地区まちづくり協議会）の活動開始
・平成25年1月	御影山手まちづくり協定委員会設立
・平成25年1月	まちづくり協議会の認定
・平成25年3月	御影山手まちづくり協定締結
・令和5年3月	まちづくり協定再締結

まちづくり構想に関する動き

・令和3年2月	アンケート調査実施
・令和3年7月	アンケート結果報告（自由意見はHPアップ）
・令和5年9月	まち歩き（子供を含めてまちの魅力・課題発見） 100名超参加
	まちづくり構想（案）への提案募集

※月に一度の定例会時に、構想（案）やその他の要望に対する意見交換を実施

まちづくり構想(御影山手まちづくり協定委員会) 1/6

周知

2023年12月23日

御影山手まちづくり構想

御影山手まちづくり協定委員会

「まちづくり」は時間のかかる活動です。御影山手をよりよいまちにするために、我々の目指す「まちの姿」を行政（神戸市）に示して共有し、予算の必要インフラ整備や公共施設の充実などの実現を粘り強く取り纏むことが重要と捉えています。

皆様から「まちづくり」に対するご意見やご提案を伺うために、「この街の魅力や課題を踏襲するまちあるき」を9月24日に実施しました。100名を超える多くの方に参加していただきました。その持っていたご意見も反映して「基本目標（案）」、「まちづくり構想（案）」（表紙をご覧ください）としてまとめました。

「基本目標（案）」、「まちづくり構想（案）」を見ていただき、皆様からご提案に対して、追加、修正、変更すべき点があれはご提案いただくとお願いいたします。いただいた提案はまちづくり協定委員会で議論し、「基本目標」、「まちづくり構想」を確定します。皆様からいただいたご提案で、採択をさせていただいた提案には「まちづくり提案賞」の贈呈を考えています。

ご提案を以下の協定委員会のメールアドレス宛に1月14日までにメールで送っていただくか、お住まいの自治会館前の協定委員会のホストに届けていただくようお願いいたします。

協定委員会のメールアドレスのQRコード

この回覧は御影山手のホームページ（<https://mikasayamater.net>）にも掲載しています。ご利用ください。

御影山手のホームページのQRコード

基本目標（案）

安全で緑豊かな住居地
安心して住める、魅力と憩いを感じる街づくり

御影山手まちづくり構想（案）

- ◆ 御影 子から主要な拠点にアクセスし易い街
 - ◇ 人に親しみやすいバス路線
 - ◇ 若年層層の交通手段の確保、信号の最適化
 - ◇ 阪神御影、JR山手（東灘区役所、阪神御影、阪神御影（御影山手、御影公園））へのアクセスの最適化
 - ◇ 御影山手→石川川沿いの道路2号線→御影公園→御影山手→東灘警察（主に御影駅前）→JR山手のようなバス路線の新設
 - ◇ 御影山手に沿ってトンネルの完成すれば御影山手から阪神御影、阪神御影、JR山手へのバス路線の新設
- ◆ 安全で、歩行し、歩行し易い街
 - ◇ スピード制限（30km/h）
 - ◇ 歩道や歩道の確保の自給自給（歩道の口の遮断の設置）
 - ◇ 歩道を神戸市指定して神戸市が道路管理維持・管理
 - ◇ 歩道の確保（高低差の解消等、歩道に伸びている植栽の整備）
- ◆ 憩いを感じる街
 - ◇ 歩道の確保・・・新川川沿いのプロムナード整備・・・
 - ◇ 人気が集まる場所の確保、歩道の確保
 - ◇ 歩道が歩道で歩ける場所
 - ◇ 公園の整備・・・季節を感じる花が咲く公園・・・
 - ◇ 除けの裏庭、ベンチ、テラスの活用等、新居の導入
 - ◇ 植栽や木陰を歩くなど各戸でも憩いを感じる街
- ◆ 子育て世代、共働き世帯にも住みやすい街
 - ◇ ファミリーサポートの普及
 - ◇ 子育て世代にやさしい子育て環境の整備（子育て支援センターの設置）
 - ◇ ミニスーパーの確保（協賛社に委ねるトンネル完成後、コンビニ設置）
- ◆ 高齢者にやさしい街
 - ◇ 他人を助ける（コブ）の活用
 - ◇ コープの1台も運行カー、などの紹介
 - ◇ 車中泊タクシー・コミュニティバス導入
- ◆ 言葉や文化が感じられる街
 - ◇ ミニコンサート・絵画教室・ミニ展示会・読書会（自治会館、公園）開催
 - ◇ 他の自治会と合同のコンサート・読書会（御影小学校、御影公会堂）開催

まち歩き


「御影山手まちづくり構想」検討に向けた

御影山手 まちあるき

開催日：2023年9月24日(日)


- ・まちあるき中やメモを取るときは、車やバイク、自転車に充分に気を付けてください
- ・定期的に水分を取ってください
- ・夕方や気分が悪いときは、すぐに申し出てください
- ・質問はお気軽に!

御影山手まちづくり協定委員会



なぜ「まちづくり構想」をつくるの?

御影山手をどのような街にしたいかを考えて、インフラを整備し、防災や防犯の備えなどを行うためには、神戸市に理解いただき、予算を付けていただく必要があります。そのために、御影山手に住む皆様のご意向を反映したこの街の将来像を「まちづくり構想」としてまとめて神戸市と共有することが重要です。声を挙げなければ何も変わりません。



まちづくり活動事例：
天神山公園桜植樹記念コンサート

御影山手まちづくり構想(案)

- 御影山手から主要な拠点にアクセスし易い街**
 - ◆人口増に伴ってバスの増便
 - ◆寄居幼稚園の交通量の緩和
 - ◆深田池に探検トンネル完成に伴いバス路線の拡充(阪急御影、24分止(東園区役所、回書箱)、及神戸駅へのアクセスの改善)
- 安全で、歩行・通行し易い街**
 - ◆スピード制限(30km/h)
 - ◆十ヶ寺延町の西側の道の拡充
 - ◆私道を神戸市道化して神戸市が清掃を維持・管理
 - ◆歩道の整備(高低差の解消等、歩道に伸びている植栽の整備)
- 憩いを感じる街(計画)**
 - ◆桜並道の整備・・・新田川アロムナード・・・
 - ◆大仏が原砂防ダム河川敷、周辺を整備
 - ◆草が生えてくる場所に
 - ◆ディスプレイができる場所
 - ◆公園の整備・・・憩いを感じる花が咲く公園・・・(ベンチ・テーブルの追加設置)
 - ◆植栽や植木鉢を置くなどで各戸が緑のあるよう努力
- 子育て世代、共働き世帯にも住みやすい街(部分)**
 - ◆ファミリーサポートの普及
 - ◆児童館の設置(土地の入手が課題、必要性的アンケート実施)
 - ◆コンビニの建設(深田池に抜けるトンネルが出来れば実現性がある)
- 高齢者にも住みやすい街(部分)**
 - ◆借入施設(コープ)の活用
 - ◆コープの「買い物代行サービス」などの紹介
 - ◆乗合タクシー・コミュニティバスの導入
- 音楽や芸術に触れ合える街**
 - ◆ミニコンサート・絵画教室、ミニ展示会・講演会(自治会館、公園)
 - ◆他の自治会と合同でコンサート(御影公会堂)

まち歩き



御影山手まちづくり協定エリア

大仏が原砂防ダム河川敷

コース①

コース②

START

新田川アロムナード

第三御影山手小公園

御影山手公園

第一御影山手小公園

第二御影山手小公園

御影山手自治会館

阪東短期大学

天神山公園

御影山手小公園

市民花だん

第三御影山手小公園

無量壽院

御影北小学校

若草幼稚園

天神山公園

十番音階切

★マークの場所で休憩します

ぜひアンケートにご回答ください!



御影山手 まちあるき

まちの将来像を定める「御影山手まちづくり構想」検討のためみなさんのご意見をお聞かせください!

まちあるきをしてみて

- まちの魅力だと思うところ
- まち課題だと思うところ
- 構想に加えてほしいと思うこと...などなど

ふせんに書き込んでください
1枚のふせんに1つの意見、場所の記入をお願いします!

付箋貼付場所

基本目標

安全で緑豊かな住宅地
安心して住める、魅力と憩いを感じる街づくり

構想(案)

◆御影山手から主要拠点にアクセスしやすい街

- ◇人口増に併せてバスの増便 →過去2年で約110世帯、250人増
- ◇若草幼稚園の交差点の拡幅、信号の改善 →地区西側の玄関口 ①
- ◇阪急御影、JR住吉(東灘区役所、図書館)、阪神御影(御影中学、御影公会堂)へのアクセスの改善
 - ・御影山手⇒石屋川沿いを国道2号線⇒御影公会堂⇒御影中学⇒東灘警察(また阪神御影)⇒JR住吉のようなバス路線の新設
 - ・深田池に抜けるトンネルが完成すれば御影山手から阪急御影、阪神御影、JR住吉へのバス路線の新設 ②

◆安全で、歩行・通行しやすい街

- ◇スピード制限(30Km/h)
- ◇十善寺踏切の南側の道の拡幅(踏切の車の流れの改善) →地区南側の玄関口 ③
- ◇市道化すべき私道部分を神戸市道化して神戸市が道路を維持・管理 ⇒バス道の一部が私道
- ◇歩道の整備(高低差の解消等、歩道に伸びている植栽の整備)

◆憩いを感じる街

- ◇散歩道の整備 . . . 新田川沿いにプロムナード整備 . . . ④
- ◇大仏が原砂防ダム河川敷、周辺を整備 ⑤
 - ・虫が生息できる場所に
- ◇公園の整備 . . . 季節を感じる花が咲く公園 . . .
(日除けの東屋、ベンチ・テーブルの追加設置、新たな遊具の導入)
- ◇植栽や植木鉢を置くなど各戸でも緑を増やす努力

◆子育て世代、共稼ぎ世帯にも住みやすい街

- ◇ファミリーサポートの普及
 - ※ファミリーサポートとは、子育て中の人、仕事や急な用事などで子どもの世話ができない時に、地域の人が応援する相互援助活動
- ◇児童館の設置(土地の入手が課題、必要性のアンケート実施)
- ◇ミニスーパーの誘致(深田池に抜けるトンネル完成後、コンビニ誘致) ⇒フードショップが閉店

◆高齢者にも住みやすい街

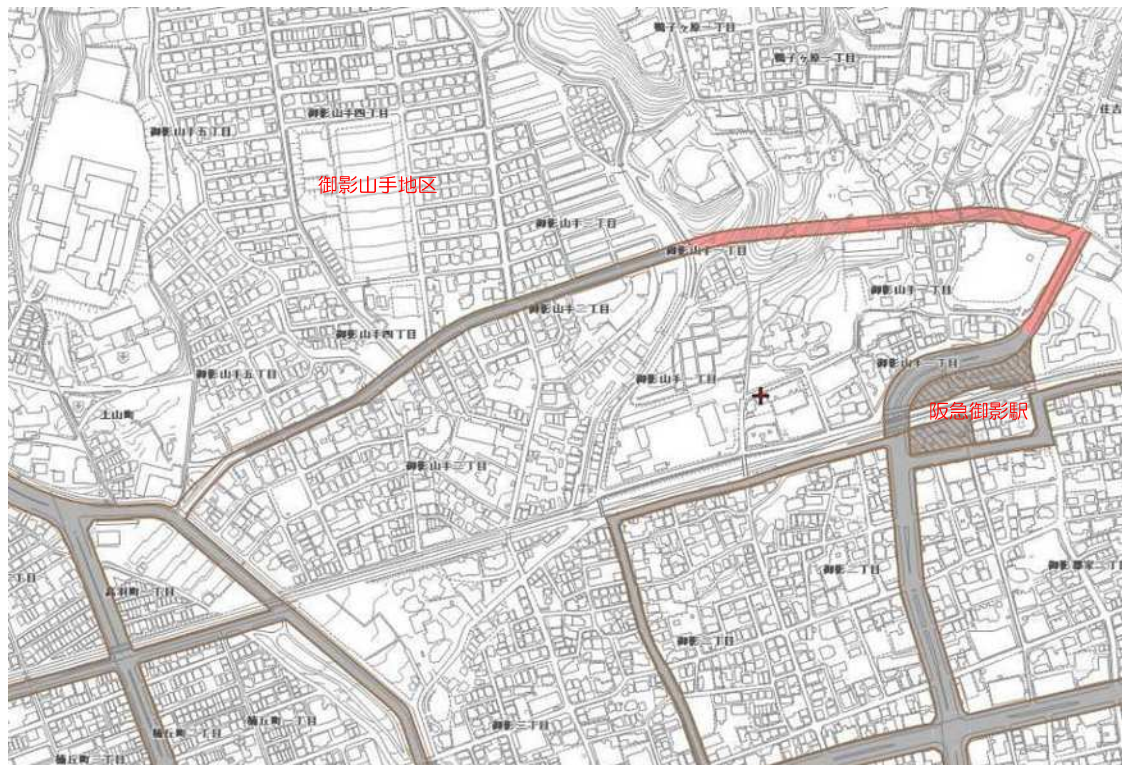
- ◇個人宅配(コープ)の利用
- ◇コープの「買いもん行こカー」などの紹介
- ◇乗合タクシー・コミュニティバスの導入

◆音楽や芸術に触れ合える街

- ◇ミニコンサート・絵画教室・ミニ展示会・講演会(自治会館、公園)開催
- ◇他の自治会と合同のコンサート・講演会(御影北小学校、御影公会堂)開催



◆都市計画道路御影山手線



大石南町まちづくり協定の更新（変更）について

1 専門委員会議で意見聴取する事項

まちづくり協定の更新（変更）締結

（神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例第9条）

2 地区の概要

位 置：灘区大石南町1丁目～3丁目

面 積：約 10.7ha

世帯数：約 343 世帯

人 口：約 623 人（住民基本台帳 R5.12 末時点）

【区域図】



3 協定締結組織

大石南町まちづくり協議会（平成 10 年設立、会長：田村 平吉 氏）

4 大石南町まちづくり協議会（協定）の経緯

- ・平成 9 年 4 月 まちづくり準備会発足
- ・平成 10 年 6 月 まちづくり協議会設立
- ・平成 12 年 6 月 まちづくり協定に関するアンケートの実施
- ・平成 12 年 12 月 まちづくり協議会の認定
- ・平成 13 年 6 月 まちづくり構想の提案
まちづくり協定の締結

↓

24 年間まちづくり協定を運用

↓

- ・令和 7 年 4 月 まちづくり協定変更（予定）

5 まちづくり協定の更新（変更）概要

まちづくり協定の有効期限 10 年をむかえ、協議の結果、変更を行う。

(1) 更新（変更）に向けた活動

- ・ 令和 5 年 9 月 変更・更新に向けたアンケート調査（第 1 回）
- ・ 令和 6 年 1 月 まちづくり協定に関するアンケート調査（第 2 回）
- ・ 令和 6 年 3 月 定例会で協定更新の方針決定・報告

6 変更の内容（例）

(1) 建築物の用途の制限の変更（まちづくり協定第 7 条第 1 項）

〈変更前条文〉

「伝統を生かし、住工商が共生する下町づくり」を実現するために、地区内においては、風俗営業を行うもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という）第 2 条第 1 項に定めるもの）、店舗型性風俗特殊営業を行うもの（風営法第 2 条第 6 項に定めるもの）、カラオケボックス、ホテル・旅館、床面積が 15 ㎡を超える畜舎、危険性や環境を悪化させるおそれのやや多い業種のもの（商業地域で禁止されているもの）、危険物の貯蔵・処理量がやや多いもの（商業地域で禁止されているもの）、その他これらに類するものの用途の建築物は建築してはならない。ただし上記の用途の建築物であっても、本協定締結時に存する建築物の敷地については、この限りではない。

〈変更後条文〉

「伝統を生かし、住工商が共生する下町づくり」を実現するために、地区内においては、風俗営業を行うもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という）第 2 条第 1 項に定めるもの）、店舗型性風俗特殊営業を行うもの（風営法第 2 条第 6 項に定めるもの）、カラオケボックス、ホテル・旅館、床面積が 15 ㎡を超える畜舎、危険性や環境を悪化させるおそれのやや多い業種のもの（商業地域で禁止されているもの。ただし、建築基準法別表第 2（ぬ）第 2 項に定めるものについては、騒音、悪臭、振動が基準値よりもさらに抑えられるよう建築物へ対策がなされ、事業開始後もこれらに関する地域の要請があった際に適宜対応する体制を整える場合は建築可能とする。）、危険物の貯蔵・処理量がやや多いもの（商業地域で禁止されているもの）、その他これらに類するものの用途の建築物は建築してはならない。ただし上記の用途の建築物であっても、本協定締結時に存する建築物の敷地については、この限りではない。

〈理由〉

現在は商業地域で禁止されているものは一律建築できないが、「作業所の床面積が 150 ㎡を超える原動機を使用する工場」にかかる規制を緩和し、人や仕事の流入を促すことで地域活性化を促進したい。

(2) 建築物・広告物の形態・色彩の一部削除（まちづくり協定第9条）

〈変更前条文〉

（建築物・広告物の形態・色彩）

第9条 酒蔵のまちにふさわしいいえなみ景観を形成するため、建築物の屋根は勾配屋根とし、建築物の色彩は落ちついた色調とする等、歴史を生かしたまちに調和する建築物となるよう配慮する。

また、広告物は屋根又は屋上等に設置しないようにし、形状、色彩、意匠、その他の表示方法が美観を損なわないよう配慮する。

〈変更後条文〉

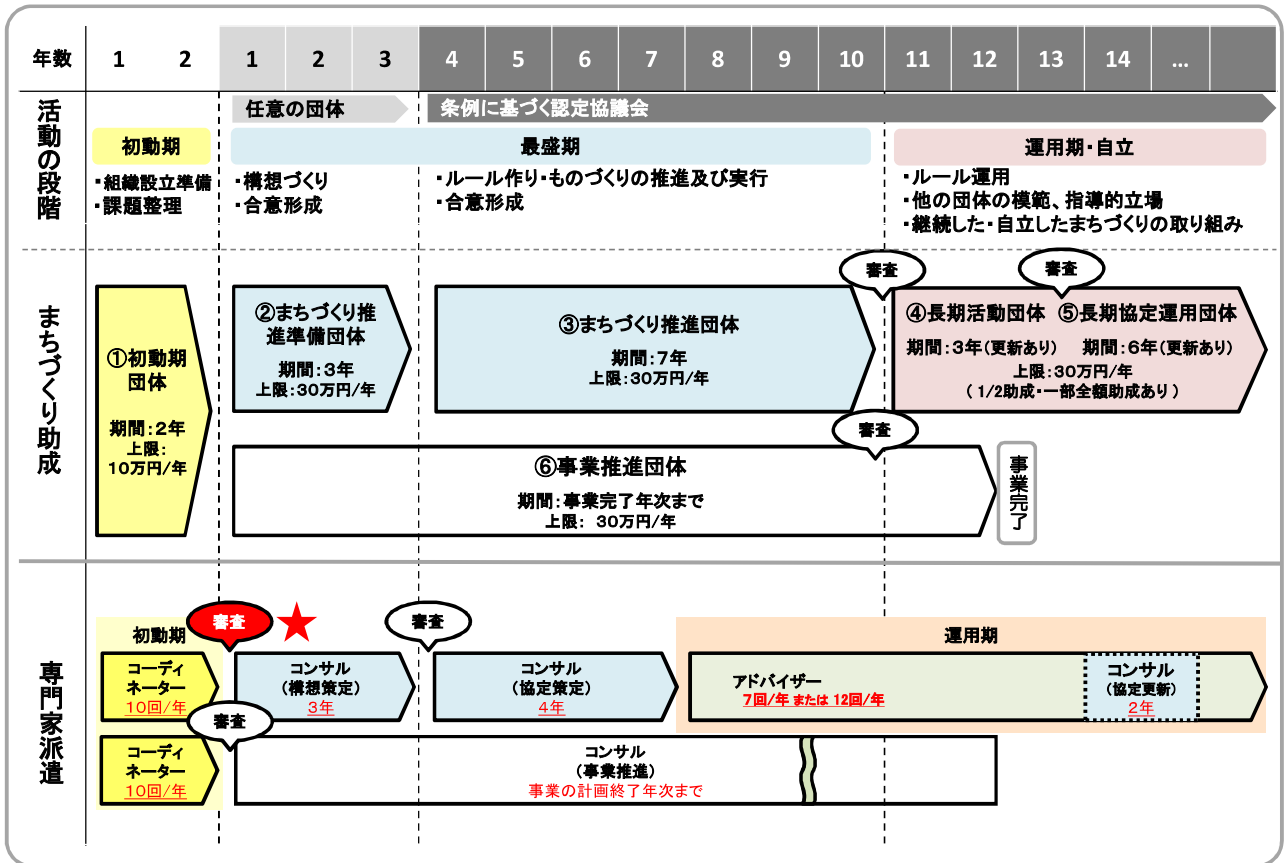
（建築物・広告物の形態・色彩）

第9条 酒蔵のまちにふさわしいいえなみ景観を形成するため、建築物の色彩は落ちついた色調とする等、歴史を生かしたまちに調和する建築物となるよう配慮する。

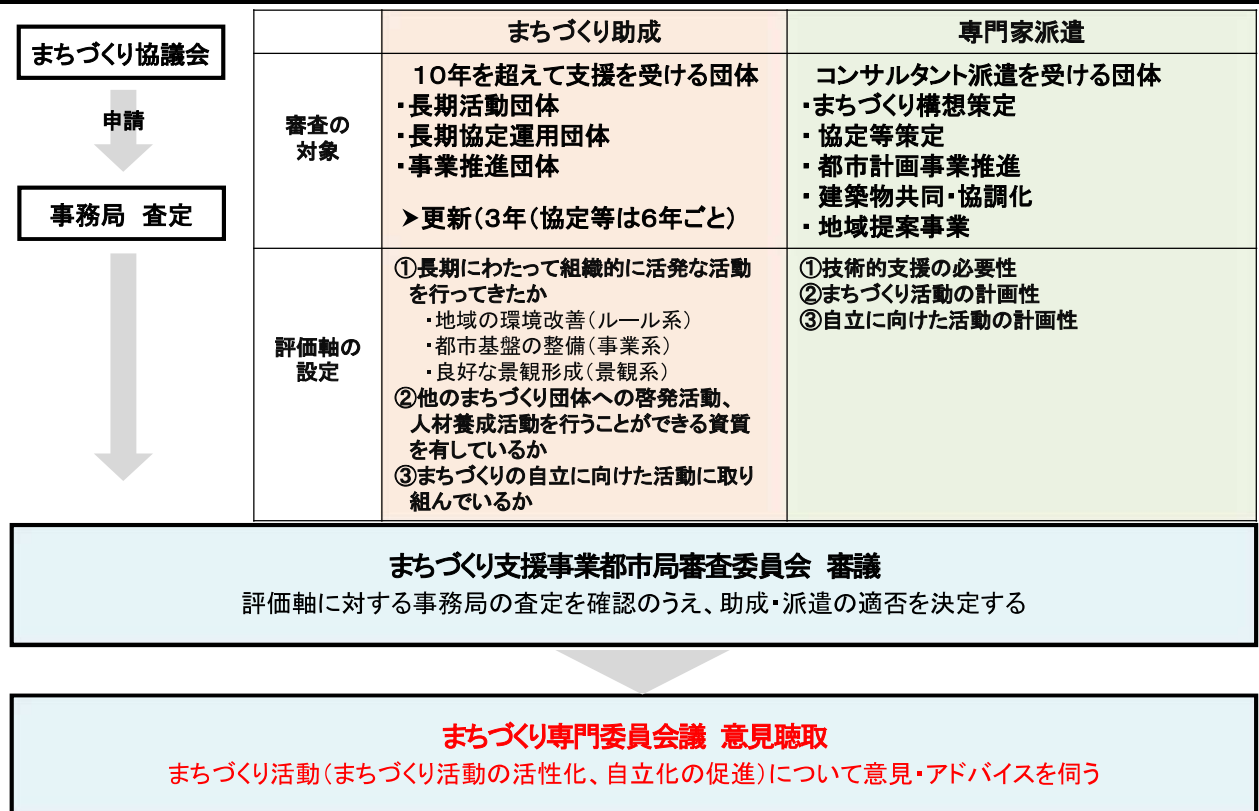
また、広告物は屋根又は屋上等に設置しないようにし、形状、色彩、意匠、その他の表示方法が美観を損なわないよう配慮する。

〈理由〉

さまざまな形の建築物を建築可能とし、人の流入を促すことで、地域活性化を促進したい。



検証・評価の方針・視点



※意見を、支援の決定通知書に付してまちづくり協議会へ伝える

地域のまちづくり活動へ反映

まちづくり専門家派遣の団体(5団体)

派遣種別	派遣の要件	派遣期間
構想策定	<ul style="list-style-type: none"> ・今後のまちづくりの方針、まちづくりの構想等を作成するもの。 ・原則として計画区域が500㎡以上の面積を有すること。 	3年

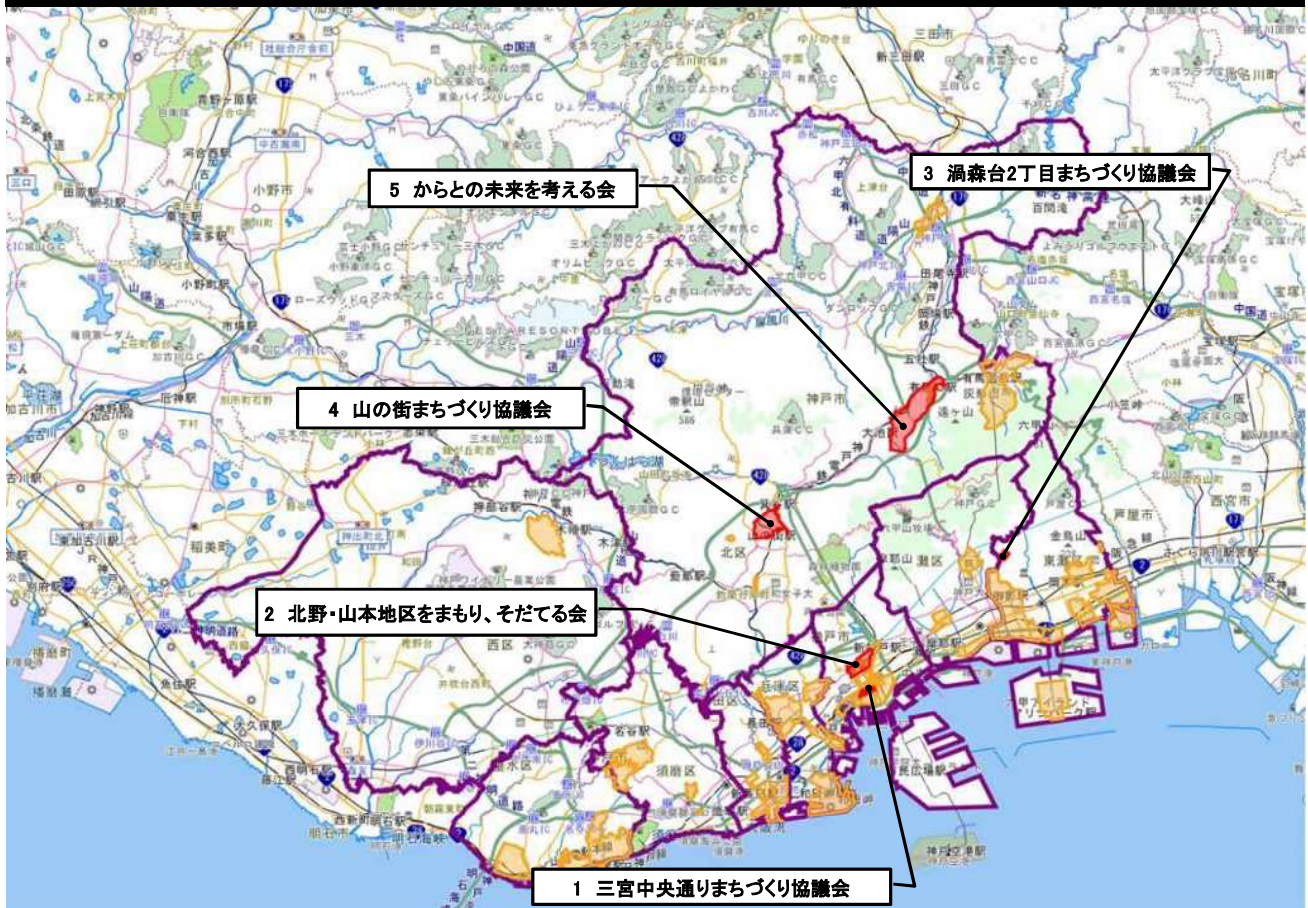
- ・渦森台2丁目まちづくり協議会
- ・山の街まちづくり協議会

地域提案事業	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり構想等の実現に向けた取組を行おうとするもの。 ・要綱の目的を推進するために市長が特に必要であると認めたもの。 	2年
--------	---	----

- ・三宮中央通りまちづくり協議会
- ・北野・山本地区をまもり、そだてる会
- ・からの未来を考える会

審査対象団体 位置図

資料3



令和5年度第1回 まちづくり支援事業 検証・評価

(1)コンサルタント派遣

番号	団体名	所在	検証評価分類	年数
1	三宮中央通りまちづくり協議会	中央区	地域提案	2年間(令和6~7年)
2	北野・山本地区をまもり、そだてる会	中央区	地域提案	2年間(令和6~7年)
3	渦森台2丁目まちづくり協議会	東灘区	構想策定	3年間(令和6~8年)
4	山の街まちづくり協議会	北区	構想策定	3年間(令和6~8年)
5	からとの未来を考える会	北区	地域提案	2年間(令和6~7年)

団体の概要	名称	三宮中央通りまちづくり協議会			所在地	中央	区
	設立年月	平成13年10月	(24年目)	面積	5.0 ha	世帯数	124 世帯
	設立目的	山手(北野界限)と旧居留地及び三宮と元町をつなぐ結節点として、神戸の目抜き通り・三宮中央通りにふさわしいまちなみ景観を創り、育て、地域の快適環境の向上に資するため。					
	協議会認定年月	平成15年9月(景観形成市民団体)		構想提案年月			
	協定締結年月	平成15年9月		協定期限	令和9年2月		
	地区計画決定年月	平成20年3月		その他のルール等			
	派遣専門家	ゼンクリエイト 畑山一志		派遣年数	24年		

主となるまちづくりのテーマ
 歩行者利便増進道路の制度を最大限に活用し、「多くの人々が憩うまちなみ」「歩いて楽しく気持ちがいいまちなみ」の実現に向けて官民が連携して取り組みます。

これまでの取り組みと今後の予定		地域提案事業(2年)										
来年度のコンサルタント区分		23年目	24年目	25年目	26年目	27年目	28年目	29年目	30年目	31年目	32年目	
年度		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	
(1)地域の環境改善	地区計画	H20年都市計画決定										
(2)都市基盤の整備												
(3)良好な景観形成	景観形成市民協定の運用	H14年締結(R4年見直し)										
(4)自立化に向けた活動	歩行者利便増進道路の活用	R3年指定										
	KOBEパークレットの管理活用	利用規約等の適宜見直し 見直し検討										
(5)啓発活動	まちづくりニュース パナー掲出 HP・SNS等	年1回発行 協議会名称パナー等										
(6)人材育成活動	周辺団体との交流	コネクト神戸、MEWへの参画										
(7)その他	開港5都市景観まちづくり会議への参画	年1回開催										
	放置自転車対策	駐輪場設置検討および啓発活動										

<これまでの取り組みについて>

- 平成14年に景観形成市民協定を締結し、景観誘導を行っている。令和4年2月には見直しを行った。
- 令和2年10月より企画運営部会を設立し、協議会が行う企画の立案等を継続して行っている。
- 令和3年2月に三宮中央通りが全国初の歩行者利便増進道路(通称:ほこみち)に指定され、令和5年9月には大丸神戸前のHITODE交差点にまちなみ拠点となるコンテナ「multi-BASE」を設置した。
- 平成16年よりオープンカフェを年2回実施していたが、ほこみちの指定を受けて通年実施することとした。

<今後の取り組みについて>

- 引き続き景観形成市民協定に基づき景観誘導を行う。
- ほこみちの活用による賑わいと魅力ある街並みづくりや、沿道店舗との交流増進を図る。
- KOBEパークレットの活用方法や見直しの検討を行う。
- 三宮プラッツの活用方法の検討を行う。

1. 事務局 査定

共通項目

- 構想の具体化に取り組んでいるか。
- マスタープラン等に位置づけがあるか。[]
- 市が優先的に取り組む事業か。[]
- その他(景観形成市民協定)

まちづくり助成

- まちづくり活動を、長期にわたり組織的に行われてきたか。
- まちづくりの自立に向けた活動を計画しているか。
※自立:助成金に頼らず、地域の方で持続的にまちづくり活動を行うこと
- 他のまちづくり団体への啓発活動等が可能か。
- 人材養成活動を行う資質を有しているか。

事務局提案: 年間の助成を適とする。

専門家派遣

- 専門家の技術的支援が必要な内容となっているか。
- まちづくりの自立に向けた活動を計画しているか。
※自立:専門家に依存せず、地域の方で持続的にまちづくり活動を行うこと
- スケジュール管理は適切か。

事務局提案:コンサルタント派遣(地域提案事業)を適とする。

事務局意見



2. まちづくり支援事業都市局審査委員会 審議

令和6年1月23日 開催

まちづくり助成 適 否(理由:)

留意事項

専門家派遣 適 否(理由:)

留意事項



3. まちづくり専門委員会 意見聴取

令和6年2月19日 開催

専門委員意見

団体の概要	名称	北野・山本地区をまもり、そだてる会		所在地	中央 区	
	設立年月	昭和56年8月 (42年目)	面積	45.0 ha	世帯数	約2,800 世帯
	設立目的	会員ひとりひとりが力を合わせ、北野・山本地区のもつ歴史的環境をまもり、そだて、この地区を住みよい個性豊かな住宅地としての健全な発展をめざす。				
	協議会認定年月	昭和56年9月(景観形成市民団体)	構想提案年月	昭和63年4月		
	協定締結年月		協定期限			
	地区計画決定年月		その他のルール等			
	派遣専門家	地域問題研究所(担当:山本)	派遣年数	25年		

主となるまちづくりのテーマ
 北野・山本地区のもつ歴史的環境をまもり、そだて、この地区を住みよい個性豊かな住宅地としての健全な発展をめざすために、悪いところをなくし、良いところを伸ばすという両視点からの取り組みを実践する。

これまでの取り組みと今後の予定

来年度のコンサルタント区分		地域提案事業(2年)							
テーマ	年度	41年目	42年目	43年目	44年目	45年目	46年目	47年目	48年目
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
(1)地域の環境改善 まちづくり計画の策定 皆で育むまちの魅力化行動計画	昭和63年～								
	平成24年								
(3)良好な景観形成 屋外広告物のルール策定 ルールの検討 周知・合意形成、事前協議体制の検討 ルールの運用									
花と緑を増やす運動 まちの記憶を引き継ぐ運動	・インフィオラータ(平成9年～)								
	・オーリーブアカデミーの設立(平成25年) 平成6年～								
(4)自立化に向けた活動 クリーン作戦 不法看板等撤去活動	昭和56年より月1回								
	平成3年より定期的に実施								
(5)啓発活動 開港5都市景観会議 「伝建部会」顕彰活動	平成5年～	○	○	○	○	○	○	○	○
	伝建銘板の設置(平成9年)								
(6)人材育成活動 まちづくりフォーラムの開催 まちづくりイベントの開催	昭和60年～随時								
	平成元年～随時								
(7)その他 道路空間の適切な活用を考える会	随時参加								

<これまでの取り組みについて>
 昭和56年の発会当初は、観光公害に代表される諸問題への対応が中心でしたが、徐々に我々のまちが保有する様々な資源をまもり、そだてるための活動にも取り組むようになりました。とりわけ阪神・淡路大震災の経験をきっかけに、このまちの素晴らしさを多くの住民や事業者が再び共有できた結果です。
 伝統的建造物群とそこでの営みを顕彰するための活動や、オーリーブ樹をはじめとする「花と緑を増やす運動」、あるいはフランス、イタリア、さらには近年ではベトナム等、諸外国の都市との交流も深めています。また平成23年には「皆で育むまちの魅力」アイデアを公募し、ここで頂いたアイデアをもとに、「皆で育むまちの魅力化行動計画」を策定し、伝統に根ざした魅力を創出するための活動に取り組んでいます。

<今後の取り組みについて>
 当地区では、市の条例や既存の景観ガイドラインに違反しているとは言えないまでも、派手な広告物が増えてきているのが現状です。これまでのガイドラインでは示されていなかった、広告物の表示面積や色彩基準などを盛り込んだ広告物ルールを策定します。また、広告物を設置する際はまもり、そだてる会と協議を行う事前協議体制を整えることで、北野らしい美しく素敵な街並みを構築していきます。

これまでの取り組みと今後の予定

活動のPR

1. 事務局 査定

共通項目

- 構想の具体化に取り組んでいるか。
- マスタープラン等に位置づけがあるか。[]
- 市が優先的に取り組む事業か。[]
- その他()

まちづくり助成

- まちづくり活動を、長期にわたり組織的に行われてきたか。
- まちづくりの自立に向けた活動を計画しているか。
※自立:助成金に頼らず、地域の方で持続的にまちづくり活動を行うこと
- 他のまちづくり団体への啓発活動等が可能か。
- 人材養成活動を行う資質を有しているか。

事務局提案: 年間の助成を適とする。

専門家派遣

- 専門家の技術的支援が必要な内容となっているか。
- まちづくりの自立に向けた活動を計画しているか。
※自立:専門家に依存せず、地域の方で持続的にまちづくり活動を行うこと
- スケジュール管理は適切か。

事務局提案:コンサルタント派遣(地域提案事業)を適とする。

事務局意見



2. まちづくり支援事業都市局審査委員会 審議

令和6年1月23日 開催

まちづくり助成 適 否(理由:)

留意事項

専門家派遣 適 否(理由:)

留意事項



3. まちづくり専門委員会 意見聴取

令和6年2月19日 開催

専門委員意見

団体の概要	名称	渦森台2丁目まちづくり協議会			所在地	東灘区	
	設立年月	令和5年10月	(- 年目)	面積	4.7 ha	世帯数	961 世帯
	設立目的	渦森台2丁目連合自治会との連携のもと、渦森台2丁目地区の、次世代にわたって安全で快適に住み続けられる住環境を創造するため、まちづくりに取り組んでいくことを目的とする。					
	協議会認定年月				構想提案年月		
	協定締結年月				協定期限		
	地区計画決定年月				その他のルール等		
	派遣専門家	遊空間工房 野崎 隆一			派遣年数		

主となるまちづくりのテーマ
 築50年を超える共同住宅18棟の建替え計画を中心に、安全で安心なまち、豊かな生活環境を目指して、団地全体のまちづくり方針の策定及び具体的実行プランを検討・実現する

これまでの取り組みと今後の予定		まちづくり構想策定(3年)									
来年度のコンサルタント区分		まちづくり構想策定(3年)									
テーマ	年度	1年目	2年目	3年目	4年目	年目	年目	年目	年目	年目	年目
		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
(1)地域の環境改善		協議会設立									
(2)都市基盤の整備	建替え計画の検討・実現		アンケート	ワークショップ	まちづくり構想策定						
(3)良好な景観形成											
(4)自立化に向けた活動											
(5)啓発活動 ニュースの発行	年4回程度										
(6)人材育成活動											
(7)その他											

<これまでの取り組みについて>
 渦森団地は52年前に神戸市開発局により大規模開発されましたが、高齢化と建物の老朽化を鑑み未来都市構築に向けた対応を考え、2022年8月に街づくり委員会を有志で立ち上げ、団地20棟に説明会を行った。
 2023年20棟の代表で構成される街づくり拡大委員会を設置。各棟からの意見を吸い上げ、街づくり委員会と情報共有した。
 2023年度アンケート1回、街づくりニュースの発行1回。
 2023年10月22日、渦森台2丁目連合自治会の会長・副会長、各棟の推薦人、アドバイザーを含む新たなメンバー構成で渦森台2丁目まちづくり協議会設立。

<今後の取り組みについて>
 渦森団地の未来都市を目指し安心・安全な街にしたい。
 渦森台2丁目まちづくり協議会を毎月1回開催し、住民参画のワークショップやまち歩き調査等を行い住民とのコミュニケーションを積極的に計る。ニュースはできるだけこまめに発行し、まちづくり協議会の活動周知に務める。

団体の概要	名称	山の街まちづくり協議会			所在地	北 区	
	設立年月	令和5年9月	(- 年月)	面積	76.0 ha	世帯数	3,149 世帯
	設立目的	山の街地域を安全・安心で魅力ある住みよいまちにするため、山の街駅周辺の整備を含めた地域全体の街づくり計画を策定する。					
	協議会認定年月				構想提案年月		
	協定締結年月				協定期限		
	地区計画決定年月				その他のルール等		
派遣専門家	環境緑地設計研究所 辻 信一			派遣年数	1年		

主となるまちづくりのテーマ
 神鉄山の街駅と周辺・地区内道路の環境改善、新規造成地の完成に伴う対応等

これまでの取り組みと今後の予定		まちづくり構想策定(3年)									
来年度のコンサルタント区分		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
テーマ		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
(1)地域の環境改善 まちづくり構想		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
(2)都市基盤の整備 駅周辺の環境改善			●	●	●	●	●	●	●	●	●
(3)良好な景観形成											
(4)自立化に向けた活動			●	●	●	●	●	●	●	●	●
(5)啓発活動 ニュースの発行 HPの開設	年2回程度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(6)人材育成活動 啓発活動との連動			●	●	●	●	●	●	●	●	●
(7)その他											

活動のPR

<これまでの取り組みについて>

- ・設立総会案内で、用途地域見直し時の対応から準備会の活動について報告した。(23年7月)
- ・「まちづくりニュース第1号」で、まちづくり協議会設立の報告とアンケートの依頼を行った。(23年11月)
- ・現在HP開設準備中。

<今後の取り組みについて>

- ・アンケートの報告、来年度総会の開催時等にニュースにてPRを行う。
- ・HPでは随時PRと意見聴取を行う。
- ・地域イベントで展示や意見交換等を行うことを検討する。

1. 事務局 査定

共通項目

- 構想の具体化に取り組んでいるか。
- マスタープラン等に位置づけがあるか。[]
- 市が優先的に取り組む事業か。[]
- その他()

まちづくり助成

- まちづくり活動を、長期にわたり組織的に行われてきたか。
- まちづくりの自立に向けた活動を計画しているか。
※自立:助成金に頼らず、地域の方で持続的にまちづくり活動を行うこと
- 他のまちづくり団体への啓発活動等が可能か。
- 人材養成活動を行う資質を有しているか。

事務局提案: 年間の助成を適とする。

専門家派遣

- 専門家の技術的支援が必要な内容となっているか。
- まちづくりの自立に向けた活動を計画しているか。
※自立:専門家に依存せず、地域の方で持続的にまちづくり活動を行うこと
- スケジュール管理は適切か。

事務局提案:コンサルタント派遣(まちづくり構想策定)を適とする。

事務局意見



2. まちづくり支援事業都市局審査委員会 審議

令和6年1月23日 開催

まちづくり助成 適 否(理由:)

留意事項

専門家派遣 適 否(理由:)

留意事項



3. まちづくり専門委員会 意見聴取

令和6年2月19日 開催

専門委員意見

団体の概要	名称	からとの未来を考える会			所在地	北 区	
	設立年月	令和2年1月	(4年目)	面積	1,512.0 ha	世帯数	3,966 世帯
	設立目的	少子高齢化が急速に進む中、誰もが暮らしやすいまちづくりを目指すため、唐櫃の将来像を描くまちづくり構想を策定し、実現するための具体的な取組みを検討する。					
	協議会認定年月				構想提案年月		
	協定締結年月				協定期限		
	地区計画決定年月				その他のルール等		
	派遣専門家	人・まち・住まい研究所			派遣年数	5年	

主となるまちづくりのテーマ
 子育て環境(幼保一元型化への検討) | 高齢者の暮らし | 自然・里山環境の活用(からとの森育) | 居場所・コミュニティの場づくり | 地域団体のあり方・連携

これまでの取り組みと今後の予定		地域提案事業(2年)									
来年度のコンサルタント区分		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
テーマ	年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
	(1)地域の環境改善 まちづくり構想策定			(まちづくり構想策定)	(アンケート)	まちづくり構想の具体化					
(2)都市基盤の整備											
(3)良好な景観形成											
(4)自立化に向けた活動 活動拠点整備	R4_ハイネ開設		(持続可能な活動を進めるための地域ネットワークの構築)								
(5)啓発活動 ニュースの発行	不定期(最低3回程度/年)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(6)人材育成活動 勉強会の開催		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(7)その他											

<これまでの取組みについて>
 ・R3.11に唐櫃地域内の地域活動団体が参加する協議体として「からとの未来を考える会」を設立し、考える会の持続可能な活動のための仕組みづくり、組織構成、規約等の作成を行った。
 ・テーマ別まちづくり勉強会開催、まちづくりニュースの発行を通じ、地域課題への地域住民の理解やまちづくりへの参加を促した。
 ・活動拠点となる唐櫃台駅前ハイネの整備を行い、地域住民が自立した活動の一貫として、図書室(まちな本棚からとブックカフェ)、喫茶(ふれあい喫茶ハイネ)や勉強会などを実施している。
 ◆令和3年度
 R3.11 設立総会
 R3.3,4,8 子育て・高齢者等地域課題勉強会
 ◆令和4年度
 R4.4 唐櫃台駅前ハイネ開設
 R4.6 第1回定期総会
 R4.7、10 市営住宅跡地活用WS
 ◆令和5年度
 R5.5 まちづくり構想 全戸アンケート
 R5.7 第2回定期総会、唐櫃地域まちづくり構想策定
 R5.10 まちづくり構想の提出

<今後の取組みについて>
 ・R5年10月に神戸市に提出したまちづくり構想をより具体化するため、市(および神戸電鉄)の事業(市営住宅の建替、唐櫃台駅前のリニューアル事業、認定こども園設置の取組み等)の進捗に合わせ、地域内外の市民を対象とした勉強会等を行い、情報を発信しつつ、アンケートや意見箱等の手法を用いて地域住民の意向をまとめ、地域としての意見を明らかにしていく。
 ・自治会やふれまち協や、地域に住む若者・親子などの幅広い人や団体と連携しながらまちづくりを進めて行くための、地域プラットフォームとしての役割を担う体制を構築していく。
 ・ハイネでの活動(まちな本棚からと、ふれあい喫茶ハイネ)が地域コミュニティ形成や地域住民のまちづくり意識の醸成に効果を持っていることから、ハイネを拠点とした活動をより充実させ、自立的運営ができるような体制を整えていく。

1. 事務局 査定

共通項目

- 構想の具体化に取り組んでいるか。
- マスタープラン等に位置づけがあるか。[]
- 市が優先的に取り組む事業か。[]
- その他()

まちづくり助成

- まちづくり活動を、長期にわたり組織的に行われてきたか。
- まちづくりの自立に向けた活動を計画しているか。
※自立:助成金に頼らず、地域の方で持続的にまちづくり活動を行うこと
- 他のまちづくり団体への啓発活動等が可能か。
- 人材養成活動を行う資質を有しているか。

事務局提案: 年間の助成を適とする。

専門家派遣

- 専門家の技術的支援が必要な内容となっているか。
- まちづくりの自立に向けた活動を計画しているか。
※自立:専門家に依存せず、地域の方で持続的にまちづくり活動を行うこと
- スケジュール管理は適切か。

事務局提案:コンサルタント派遣(地域提案事業)を適とする。

事務局意見



2. まちづくり支援事業都市局審査委員会 審議

令和6年1月23日 開催

まちづくり助成 適 否(理由:)

留意事項

専門家派遣 適 否(理由:)

留意事項



3. まちづくり専門委員会 意見聴取

令和6年2月19日 開催

専門委員意見

令和5年度 まちづくり専門委員一覧

(50音順・敬称略)

所属	氏名（ふりがな）	委嘱期間
合同会社 こと・デザイン （まちづくりコンサルタント）	（かどの ふみかず） 角野 史和	令和5年度 令和6年度
兵庫県立大学 国際商経学部 教授	（くるまい ひろこ） 車井 浩子	令和5年度 令和6年度
関西学院大学 建築学部 教授	（しみず ようこ） 清水 陽子	令和5年度 令和6年度
神戸芸術工科大学 環境デザイン学科 教授	（ながの まき） 長野 真紀	令和5年度 令和6年度
神戸香風法律事務所 弁護士	（よしはら きよひで） 吉原 清英	令和5年度 令和6年度

まちづくり専門委員会議開催要綱

平成 27 年 3 月 9 日 住宅都市局長決定
令和 5 年 3 月 15 日 改正

(趣旨)

第 1 条 神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例（以下「まちづくり条例」という。）第 19 条に規定するまちづくり専門委員（以下「委員」という。）より、専門的な見地から幅広く意見を求めることを目的として、まちづくり専門委員会議（以下「会議」という。）を開催する。

(委員)

第 2 条 会議に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 都市計画，土木，法律，経済，防災等を専門とする学識経験を有する者
 - (2) まちづくりコンサルタント及び商業コンサルタント等の実務経験を有する者
- 2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、それぞれ 6 名以内とする。

(委員の役割)

第 3 条 委員は、次の各号に定める事案について、意見を述べるものとする。

- (1) まちづくり条例第 9 条第 2 項及び第 9 条第 4 項に規定する、まちづくり協定の締結及び変更する場合
- (2) まちづくり条例第 12 条第 2 項に規定する、まちづくり協定に係る地区内の届出に係る行為が、まちづくり協定に適合しないと認められ、当該届出をした者と必要な措置について協議する場合
- (3) まちづくり条例第 4 条に規定するまちづくり協議会を認定する場合
- (4) まちづくり条例第 6 条に規定するまちづくり協議会の認定の取り消しをする場合
- (5) まちづくり条例第 7 条に規定するまちづくり提案を受ける場合
- (6) 神戸市まちづくり専門家派遣要綱第 9 条に規定する、まちづくりコンサルタント派遣に係る検証及び評価を実施する場合
- (7) 神戸市まちづくり助成要綱第 2 条第 2 項に規定する、検証及び評価を実施する場合
- (8) その他、市長が必要があると認める場合

2 委員は、次の各号に定める事案について、報告を受けるものとする。

- (1) まちづくり条例施行規則第 4 条に規定するまちづくり協議会に係る変更の届出があった場合
- (2) まちづくり協議会より認定取消申出書が提出され、認定を取り消す場合

(任期)

第 4 条 委員の任期は、1 期 2 年とし、最長任期は原則 5 期 10 年以内とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議の開催時期)

第 5 条 会議は、原則として年 2 回開催する。なお、第 3 条各号に定める事案がある場合は、事案に応じて委員を招集し適宜開催するものとする。また、軽微な項目については、委員個別に報告し、意見を聴くことができるものとする。

(会議の公開)

第6条 会議は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、都市局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

(1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29条）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合

(2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成25年3月27日市長決定）を適用する。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、都市局まち再生推進課において処理する。

(施行細目の委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に必要な事項は、都市局副局長が定める。

附 則（令和2年5月1日決裁）

(施行期日)

この要綱は、平成27年3月9日より施行する。

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

この要綱は、令和2年5月1日より施行する。

この要綱は、令和5年3月15日より施行する。